

【別紙1】

募集職種	親子関係再構築支援員
試験区分	親子関係再構築支援員
採用予定人数	1名
<p><勤務条件> 勤務日は週3日、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間60分） ※勤務時間は1日7時間45分（週23時間15分）、勤務日数は週3日（月14日以内）となるよう割り振ります（公務の都合により、他の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります）。 ※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、事前命令により時間外勤務を行っていただきます。</p>	
<p><報酬等> 基本報酬：日額11,820円以上12,710円以内で学歴・職歴を考慮して決定（令和8年2月現在） 通勤に要する費用：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて日額で支給 ※上記のほか、期末手当及び勤勉手当が支給されます（基準日に在職している等一定の要件を満たす場合）。 ※上記のほか、一般職員に準じて、地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬が支給されます。</p>	
<p><社会保険等> 雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険が適用されます。 公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険あるいは公務災害補償に準じた補償が適用されます。</p>	
<p><資格要件> ・保護者カウンセリングを行う精神科医等、児童相談所職員、里親、児童福祉施設等職員等との連携、調整や、親子の面会、外出等の補助ができる者 ※ 普通自動車運転免許を有すること（必須）</p>	
<p><業務内容> 児童相談所において、虐待を受けた子どもや保護者等の家族に対して心理的側面からのケア等に関する業務を行う。 （1）治療計画（プログラム）の進行状況について整理票の作成と更新 （2）関係機関との連絡調整 （3）子どもや保護者等との面接等による家族関係や家族の心情の変化の確認 （4）その他関連業務に関すること</p>	